

## 新潟県立妙高病院 院内感染防止対策のための指針

医療法第6条の10及び医療法施行規則第1条の11第2項第1号の規定に基づき、新潟県立妙高病院における院内感染対策を推進するための指針（以下「指針」）を次の通り定める。

1. 院内感染対策に関する基本的考え方
2. 院内感染対策の組織に関する基本的事項
3. 院内感染対策のための職員に対する研修に関する基本方針
4. 感染症の発生状況の報告に関する基本方針
5. 院内感染発生時の対応に関する基本方針
6. 患者等に対する当該指針閲覧に関する基本方針
7. その他の院内感染対策の推進のために必要な基本方針
8. 院内感染対策組織図

### 1. 院内感染対策に関する基本的考え方

病院においては、院内感染防止に留意し、感染症等発生の際にはその原因の速やかな特定、制圧、終息を図ることは、医療の安全対策上及び患者サービスの質を保つ上でも重要なことである。このため、院内感染防止対策を全職員が把握し、この指針にのっとり医療を患者に提供できるように取り組む。

### 2. 院内感染対策の組織に関する基本的事項

当院の院内感染防止体制は病院長を統括責任者とし、院内感染防止は病院全体で取り組む。本指針を実践し、患者および来院者、医療従事者を感染から保護する。さらに、医療従事者の感染防止に対する知識と技術の向上を図り、可能な限り費用対効果を考慮の上、これらの目標を達成するために、院内感染対策委員会及び感染対策推進部門（以下、「感染防止対策推進チーム」）を設置する。

#### 2-1. 院内感染対策委員会

- (1) 院内感染対策に関する検討と組織としての対応方針を決定するために、病院長を委員長として院内感染対策委員会（以下「委員会」）を設置する。
- (2) 委員会は、以下を以って構成する。  
院長、事務長、看護部長、薬剤部長、医師、臨床検査技師長、放射線技師長、栄養課長、リハビリテーション技師長、経営係長、医事担当、看護師長
- (3) 委員長は院長とし、事務局は、臨床検査技師長がこれにあたる。
- (4) 委員会は毎月1回程度開催する。緊急時は必要に応じて臨時会議を開催する。

#### 2-2. 感染防止対策推進チーム

- (1) 感染防止対策を実効あるものにするために、組織横断的に感染防止に関する日常業務を担う組織として感染防止対策推進チームを設置する。
- (2) 感染防止対策推進チームは以下を以って構成する。  
医師（感染管理責任者）、看護師、薬剤師、臨床検査技師、診療放射線技師、栄養課、リハビリテーション科、管理部
- (3) 感染防止対策推進チームの業務
  - ① サーベイランス業務
    - ・ 特定の感染症発生の確認、感染源や感染経路の把握
    - ・ 病院環境の汚染状況や多剤耐性菌保菌者の把握
    - ・ 抗MRSA薬など特定の抗菌薬使用実態の把握

② 職員への啓蒙・教育

- ・職員教育の企画、運営
- ・感染対策マニュアルの整備

③ 院内巡視

- ・院内感染事例の把握、院内感染防止対策実施状況の把握及び指導
- ・1週間に1回程度の定期的な巡視

④ 行政機関、他施設との感染対策ネットワーク

- ・上越圏域感染対策ネットワーク（JAICN：Joetsu Area Infection Control Network）が開催する共同カンファレンスに年4回参加する。

(4) 会議は毎月1回程度開催する。緊急時は必要に応じて臨時会議を開催する。

### 3. 院内感染対策のための職員に対する研修に関する基本方針

院内感染対策のため基本的な考え方及び具体的な方策について研修を実施し、職員に周知徹底を行うことで、個々の職員の院内感染に対する意識を高め、更に業務を遂行する上での技能やチームの一員としての意識の向上を図る。

本研修は、年3回以上定期的に開催するほか、必要に応じて開催する。

研修の実施内容及び施設外研修の参加実績は記録し、2年間保存する。

### 4. 感染症の発生状況の報告に関する基本方針

法令に定められている感染症が発生した場合は、速やかに管轄保健所に届け出る。

薬剤耐性菌を含む病原菌の分離状況については定期的に報告を受け、サーベイランスを行い、アウトブレイクに対応する。必要に応じて委員会での検討及び現場へのフィードバックを行う。

### 5. 院内感染発生時の対応に関する基本方針

- (1) 感染症患者が発生した場合、職員は所定の様式を以って速やかに委員会へ報告する。また、緊急を要する感染症の発生時は直ちに委員会へ報告する。委員会は原因分析に努め、必要な場合には臨時会議を開催し、緊急対策を講ずると共に対応方針及び再発防止策を検討し、職員への周知を図る。
- (2) 特定の感染症が院内集団発生した場合は、管轄保健所と連携を取って対応する。
- (3) 感染対策実施後に新たな発症症例を認めた場合は、速やかに管轄保健所や新潟県立中央病院感染制御実践看護師へ連絡し、感染拡大の防止に向けた支援を依頼する。

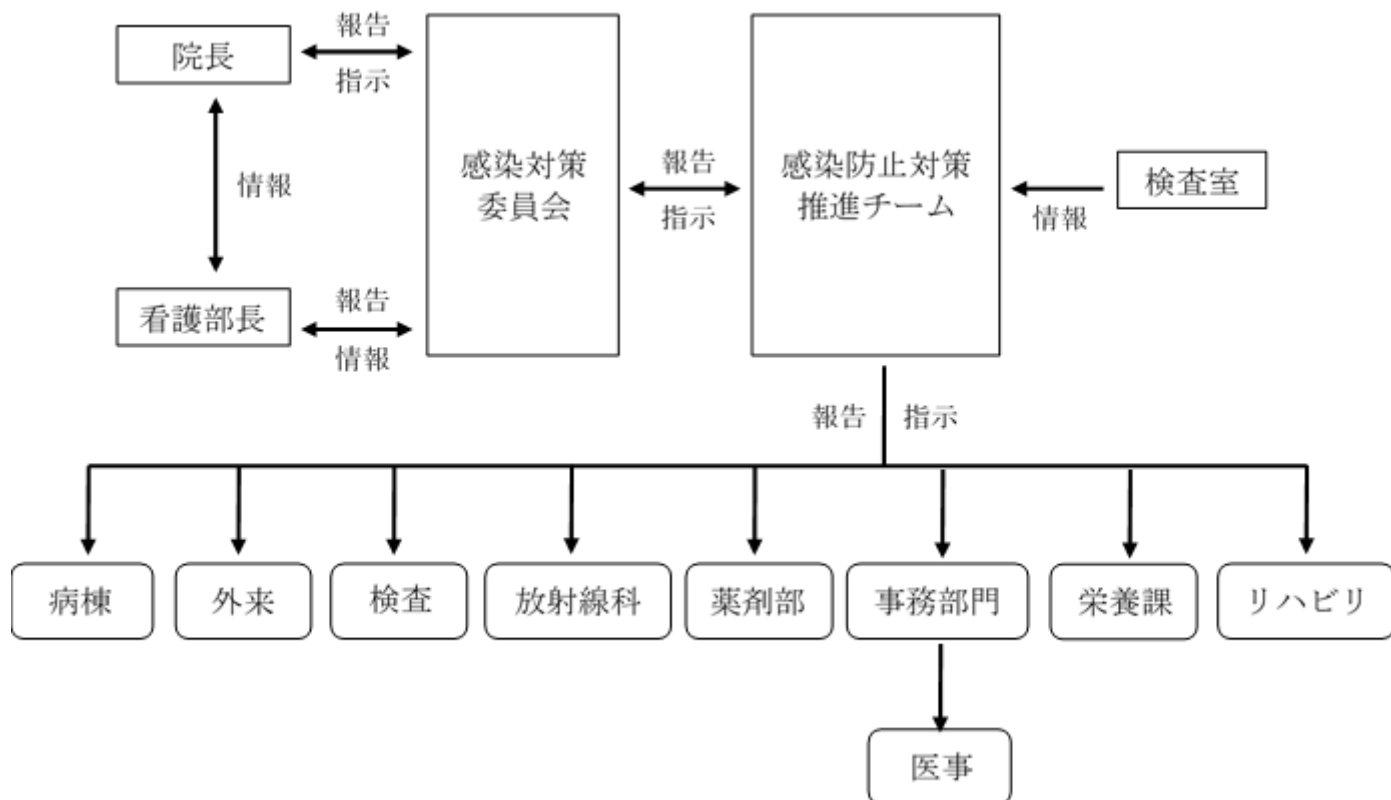
### 6. 患者等に対する当該指針閲覧に関する基本方針

本方針は、患者及びその家族から閲覧の求めがあった場合には、これに応ずるものとする。また、病状の説明とともに感染防止の基本について説明し、理解を得た上で協力を求める。

### 7. その他の院内感染対策の推進のために必要な基本方針

院内感染対策の推進のため「院内感染対策マニュアル」を作成し、病院職員への周知徹底を図るとともに、このマニュアルの定期的な見直し・改訂を行う。

## 8 県立妙高病院 院内感染対策組織図



付則

この指針は、平成 19 年 8 月 制定

平成 29 年 9 月 15 日 改訂

令和 3 年 10 月 5 日 改訂

令和 4 年 11 月 18 日 改訂